

学校でのけがや病気の対応について

1, 医療機関の受診が必要なけがをした時

①学校から保護者の方に希望する医療機関の確認や保護者の方が学校または受診医療機関へ来られることが可能かどうか電話連絡をします。

※基本的には学校から医療機関に連れて行きますが、状況により保護者の方をお願いすることもあります。また、けがの状況等により、保護者の方に医療機関に来ていただくこともあります。

②医療機関へ移送し受診（治療）します。

※保護者の方が医療機関に来られない場合は、病院での処置等で再度ご連絡する場合があります。

③受診した日に保護者の方が医療機関に来られない場合は、近日中に保険証と子ども医療証と受診料を医療機関へ持って行かれています。

2, 学校で体調をくずした場合

○健康カードを参考に保護者の方へご連絡しますのでお迎えに来られてください。

○体調等で気になる事や気をつけてほしい事等があれば、ご連絡ください。

3, スポーツ振興センターについて

○学校の管理下での災害による、一定基準以上の費用がかかる負担は、日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となります。

○医療機関を受診した場合、災害給付申請用書類をお渡ししますので、医療機関や薬局で記入してもらい、学校に提出してください。

○給付されるまでは、保護者負担となります。支給され次第ご連絡します。

○災害給付申請用書類をお預かりして、給付金が支給されるまで、約2ヶ月かかります。

○給付金の支払請求は、学校の設置者が日本スポーツ振興センターに対して行い、給付金はセンターから学校の設置者を經由して、児童の保護者に支払われます。

○子ども医療制度のため、一部負担金（初診料等）+総医療費の一割分が後日支給されます。

但し、給付の対象は、病院と薬局の合計の診療報酬請求点数が500点以上の時です。



